

# 【国民年金死亡一時金請求の手続きについて】

## 死亡一時金

■亡くなられた方	様 基礎年金番号	-
■請求者(申出)	様 (配偶者・子・父母・孫・祖父母・兄弟姉妹)	
■世帯状況 (亡くなられた方と請求者の世帯状況の申出内容)	同居所同世帯・同居所別世帯・別住所(生計同一)・別住所(生計別) ↓ ↓ ↓ 生計同一申立が必要 (経済的な援助申立及び第三者証明欄の記載は不要)      生計同一申立が必要 (全事項記載)      死亡届を提出	
■他年金との関係	・寡婦年金の受給権がある場合は、寡婦年金か死亡一時金かを選択となります。 ・配偶者や子が遺族基礎年金を受け取ることができる場合は、死亡一時金は支給されません。	
■手続先	釧路市役所 こども保健部 医療年金課年金担当 (電話0154-31-4532) 《防災庁舎2階⑩番窓口 受付時間 平日8:50~17:20》 ※ただし、遺族厚生年金も併せて請求する場合、釧路年金事務所での手続きとなります。 釧路年金事務所 2階 お客様相談室《受付時間 平日8:30~17:15》 (電話0154-61-6000又は0154-61-6001 音声案内①→②)	

注意事項: 戸籍・住民票は、亡くなられた日以降に発行されたものに限りです。

チェック欄	必要書類 (チェック欄に ✓ がある書類が必要です)	備考
✓	年金証書・年金手帳 亡くなられた方・請求者	無い場合は、添付不要。
✓	本人確認書類 窓口にお越しになる方	運転免許証、パスポート、身体障害者手帳など
✓	死亡診断書(コピー) 亡くなられた方	無い場合は、添付不要。
✓	マイナンバー確認書類 (マイナンバー通知カード等) 請求者( )様	無くても手続き可能。但し、世帯全員の住民票の添付が必要になります。
✓	預金通帳	国民年金死亡一時金請求書に金融機関の証明を受けた場合は不要
✓	死亡一時金請求書	
	生計同一関係に関する申立書(第三者による証明)	請求者が亡くなった方と同一世帯の場合は省略可
	その他 ( )	
✓	世帯全員の住民票 (本籍地・続柄記載あり) 請求者( )様	・マイナンバー確認書類の提示又は遺族年金同時請求の場合は省略可 ・請求者が亡くなった方と同一世帯の場合は省略可(備考欄に 【市外の方も広域交付住民票がとれる場合があります※広域交付の注意事項: ●続柄の記載があるもの●写真付の公的身分証が必要】

戸籍	【亡くなられた方】と【請求者】の身分関係が確認できる書類	【本籍地がある市町村で入手】 釧路市に本籍がある場合は、防災庁舎2階③番窓口 ※下記の注意事項を事前にご確認ください。
請求者	一般的な戸籍例	注意事項
配偶者	請求者 ( )様の戸籍謄本	1. 左記は、一般的な例であるため、状況に応じて異なる場合があります。 2. 亡くなられた方の戸籍は、死亡事項の記載があることを確認してください。(死亡事項の記載に時間がかかる場合があります) 3. 戸籍の父母欄に記載されている苗字と現在の父母の苗字が相違する場合は、苗字が変わった時の戸籍が必要となります。(請求者が子、孫、祖父母などの場合) 4. 改製原戸籍や除籍により身分関係が確認できる場合もありますが、現在の苗字と過去の苗字が相違する場合は、苗字が変わった時の戸籍が必要となります。また、養子縁組等(実父母でない場合)の場合は、現在の戸籍も必要となります。
子	請求者 ( )様の戸籍抄本(謄本)	
父母	亡くなられた方の戸籍抄本	
孫	①請求者 ( )様の戸籍抄本(謄本) ②請求者 ( )様の親の戸籍謄本 ※父母欄に亡くなられた方の氏名があることで身分関係を確認	
祖父母	①亡くなられた方の戸籍謄本 ②亡くなられた方の親の戸籍謄本 ※父母欄に請求者の氏名があることで身分関係を確認	
兄弟姉妹	①亡くなられた方の戸籍抄本(謄本) ②請求者 ( )様の戸籍抄本(謄本) ※①・②の父母欄が同じであることで身分関係を確認	

太枠内の書類は、お申出により窓口確認後に原本をお返しできますので、原本返却をご希望される場合は、窓口でお申出ください。  
 【一部返却できない書類(年金用として交付された戸籍謄本など)もあります。】

# 国民年金死亡一時金請求書受付票

受付印

国民年金死亡一時金請求書を受け付けました。

- ・死亡一時金受給資格の審査及び決定、支給にかかる事務は、日本年金機構が行います。
- ・審査結果通知(支給決定通知書または不支給決定通知書)は、請求から3~4ヶ月程で日本年金機構から郵送されます。

## 国民年金死亡一時金とは

第1号被保険者(任意加入被保険者を含む)として国民年金保険料を36月(3年)以上納付した方が、老齢基礎年金・障害基礎年金を受給せずに亡くなったときに、生計を同じくしていた遺族に支給されます。

## 死亡一時金の額

死亡一時金の額は、第1号被保険者(任意加入被保険者を含む)として保険料を納付した期間に応じて支給されます。

第1号被保険者としての納付済期間	金額
36月以上 180月未満	120,000円
180月以上 240月未満	145,000円
240月以上 300月未満	170,000円
300月以上 360月未満	220,000円
360月以上 420月未満	270,000円
420月以上	320,000円

## 注意事項

※死亡した月の前月までに付加保険料納付済期間が36月以上ある場合は、さらに8,500円が加算されます。  
※一部免除により減額された保険料を納めた月数の計算は一部免除の種類により異なります。

※死亡日の翌日から2年を経過した場合、請求することができなくなります。

※配偶者や子が遺族基礎年金を受け取ることができる場合には、死亡一時金は支給されません。

## 注意事項(公金受取口座を指定した場合)

※記入した口座が公金受取口座と一致しなかった場合、書類一式が返戻となります。

## 一時金を請求できる方

死亡した方の配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹の順で、死亡したときに生計を同じくしていた方が請求できます。

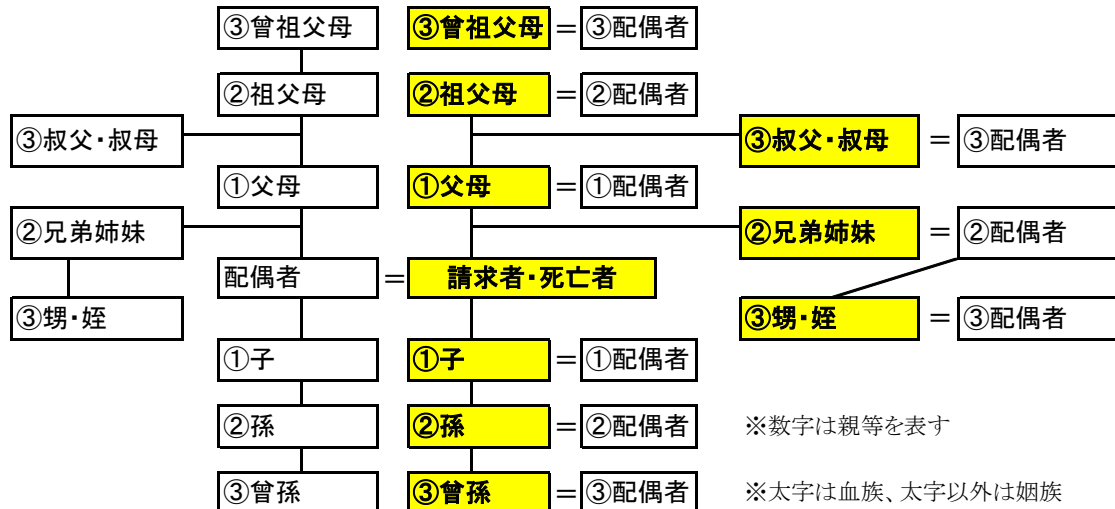
※生計が同じでない場合は、一時金は請求できません。

※住所が相違し住民票上、同一世帯でなくても、経済的な援助があれば生計同一となります。(但し、生計同一関係に関する申立書の添付が必要となります。)

## 生計同一関係に関する申立書の注意事項(請求者が亡くなった方と同一世帯の場合は省略可)

請求者と亡くなった方が別住所の場合、民法上三親等以外の方からの証明が必要となります。

※証明者が以下の範囲内の場合、無効な証明となります。



※第三者証明者の例: 生計を同じくしていた事情をご存じの 民生委員・町内会長・家主・事業主・亡くなられた方が入所していた施設職員・知人など